

告示

埼玉県熊谷県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和元年六月二十八日

埼玉県熊谷県税事務所長 山崎 高章

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社貫井石油	代表取締役 貫井 二郎	埼玉県児玉郡神川町大字下阿久原八百十七番地十五	令和元年五月三十一日